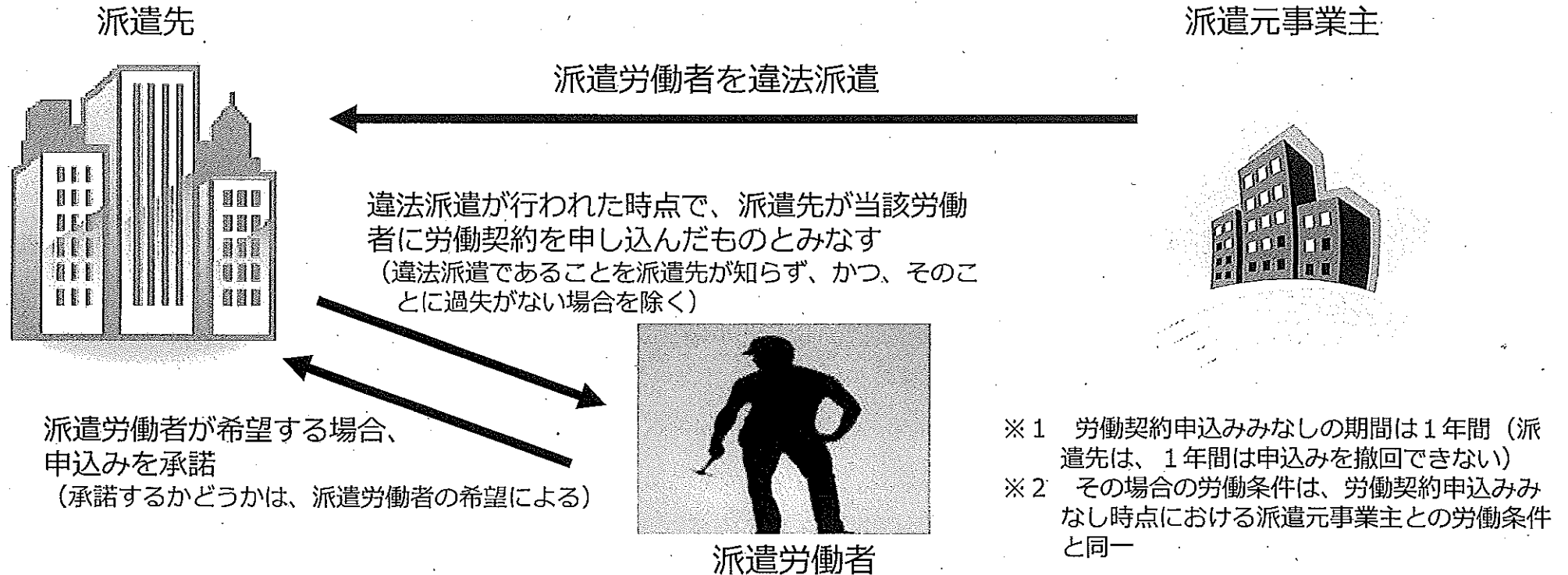


## 10-2.労働契約申込みみなし制度 (イメージ)



### 【労働契約申込みみなし制度の対象となる「違法派遣」】

- 労働者派遣の禁止業務に従事させた場合 ※禁止業務→港湾運送業務・建設業務等
- 無許可・無届の派遣元事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- 派遣可能期間を超えて労働者派遣を受け入れた場合
- いわゆる偽装請負の場合 (請負等の名目で、派遣契約を締結せずに労働者派遣を受け入れた場合)

注) 労働契約申込みみなし制度の施行は、平成27年10月1日